

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第6回）
議事概要

1. 日時 令和2年7月10日(金) 午前10時00分～12時00分
2. 場所 TKP新橋カンファレンスセンター ホール15D
3. 出席者

座長	武内 ゆかり	東京大学大学院教授
委員	磯部 哲	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	加隈 良枝	帝京科学大学准教授
	佐藤 衆介	八ヶ岳中央農業実践大学校畜産部長
	渋谷 寛	渋谷総合法律事務所所長、弁護士
	戸田 光彦	自然環境研究センター主席研究員
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学教授

環境省 佐藤 ゆかり 環境副大臣

事務局	鳥居 敏男	環境省自然環境局局長
	白石 隆夫	環境省大臣官房審議官
	長田 啓	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長
	松本 英昭	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐
	佐藤 知生	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室係長

4. 議事概要

環境副大臣の挨拶の後、座長の進行により、議事（1）（2）について検討が行われた。

（1）調査報告

事務局より、「資料1-1」動物取扱業の実態調査結果」「資料1-2」繁殖に係る専門家ヒアリング結果」について説明。質問・意見等はなかった。

(2) 適正な飼養管理の基準の具体化について

事務局より、「資料2 適正な飼養管理の基準の具体化について」に関して説明した後、以下の質問・意見等があった。

- 1) 全体の考え方、飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該施設の管理に関する事項
 - 今回示された基準案は、第一種動物取扱業者が主な対象であり、第二種動物取扱業者に対しては準用することとなっている。多頭飼育問題等が発生していることも踏まえると、将来的には飼い主に対してもこういった数値基準を設けるべきではないか。(委員)
 - ケージ飼育等の基準案について、繁殖等も含めて同じ基準で良いのか。法律では、8週齢までは親と一緒にしておかなければならず、繁殖の場合は、子犬や子猫が同じケージに入ることになると思う。中型犬や大型犬の子犬では、8週齢の時点である程度の大きさになること、また1度に生まれる頭数も小型犬であれば3頭、中型犬・大型犬であれば5、6頭であることも考慮すると、繁殖時のケージと単なる個体の飼養管理時のケージとで、異なる大きさの基準にした方が良いのではないか。子犬や子猫についても考えていただきたい。(委員)
 - 新たな基準検討のコンセプトとして「閉じ込め型の飼養を防ぐ」と記載されているが、動物の習性を考慮することも重要である。動物の正常行動の発現という目的を考えると、単に運動スペースの広さを確保するだけではなく、エンリッチメントの考え方も取り入れるべきではないか。(委員)
 - 積み重ねのケージに関する規定についても必要ではないか。(委員)
 - 対象範囲が犬猫の販売業と展示業ということで、ペットホテル等の保管業や訓練業は対象範囲外ということになるのか。(委員)
 - 運動スペースの確保と運動自体の義務付けについては、保管業や訓練業が、動物の所有者が存在し、その所有者が信頼できる相手に対して、相対的に短期間(例えば、ペットホテルであれば数泊)、動物を預けるという利用形態が一般的であることを踏まえ、動物を預かる事業者へ運動や散歩を義務付けるということは、預かる動物を安全に管理するという観点からも問題になると思われる。また、ペットホテル等において運動や散歩等を期待する飼い主は、自身でその条件に見合う事業者を選択することができるため、どの基準をどの業態まで適用していくのかということについては、きめ細かく見ていく必要があると考えている。(事務局)
 - 前回までは定めるべき基準のあり方等の議論もあったが、今回は具体的な案が出てきているところ、要するに法令の趣旨を生かす基準は何かということが重要であり、そういう意味で今回の資料は、よく考えられていると感じている。(委員)
 - 基準案のポイントに記載されている「レッドカード」とはどういう意味か。自治

体が登録を削除することができるということか。通常、法律上の基準を遵守していない場合に、勧告を行うことが最初の段階であるはずだが、この「レッドカード」はどのレベルを想定しているのか教えていただきたい。（委員）

- この遵守基準そのものの法的な位置づけとしては、まず事業者に遵守が義務付けられるものである。事業者が遵守していない場合にはまず勧告を受け、勧告に対応しない場合には命令を受けることがあり、命令に従わない場合に初めて、登録取消や罰則の対象となるということで、最後の登録取消が「レッドカード」という言葉の印象に近いかもしれない。事務局の立場としては、不適正な事業者には取組を改善してもらうことが重要だと考えている。今回の調査等で具体的な事例を聞いていると、かなり酷い（劣悪な環境で動物が飼養されている）事例が今も存在していることは残念ながら事実である。その一方で、取消処分どころか勧告や措置命令についても、様々な課題がある中で、自治体が速やかに行えておらず、実際に処分を下した件数も非常に少ないという実情がある。やはり基準に従う意思のない事業者については、行政側から最終的に取消処分を行うことができるという明確な意思を示す必要があると考え、ここでは「レッドカード」という言葉を使用している。ただ制度としては、ご指摘の通り、まずは勧告から行うことになる。（事務局）
- 基準案のポイントとして述べられている「議員立法の原点」という言葉が不明瞭である。我々委員としては、議員案に絶対従わないといけないという状況で議論を行うのか、それとも科学的な根拠等に基づき、より正しいものに寄り添うという考え方で、議論を行うべきであるのか教えていただきたい。（委員）
- 法律は、閣法と議員立法に分類される。閣法は、省庁が原案を作成し国会での承認を経て定められる。議員立法は、議員が発議をし、国会にて全会一致で決まるのが一般的である。先ほど説明した基準に関する改正条文そのものは、国会の意思として作成され、環境省令への委任という規定になるため、基本的には環境省が責任を持って、その条文の趣旨を踏まえて基準を作成するという役割分担となっている。一方、前回の検討会后に、今回の法改正に最も中心となって取り組み、このような規定を追加した立法の趣旨を承知している超党派議員連盟より、環境省大臣宛てに要望書という形で百数十項目にわたる具体的な提案があった。この具体的な提案の「参考にした規定等」として、検討会でヒアリングを行った動物との共生を考える連絡会やそのアドバイザーである日本獣生命科学大学の田中先生、繁殖学の津曲特任教授等も入っている。こういった方には我々も直接お話を伺っており、議連の提案に掲げられた基準の主旨について勉強した上で、環境省なりに対外的に根拠が説明できる内容については、そのまま基準案として提案させていただいている。また、さらにより良い基準とできる内容を模索し、例えばケージサイズについては、議連案では小型・中型・大型の3段階の区分

としているところを、中型犬といっても大きいものから小さいものまでいること、犬種で分けた場合は雑種の扱いについて課題があること、体重で区分した場合は現場に立ち入った自治体職員が簡単には計れないことや、不適切飼養ほど痩せているので、体重が軽いから小さいケージでよいということでは本末転倒であることを考慮し、より良い基準は何かという観点で、改めて環境省で検討を行い提案させていただいている。超党派議員連盟からの動物の健康と安全の確保という観点から抑えておくべきという提案を参考にしている。そのため、この検討会の場では、先生方の専門的知見から忌憚のない意見をいただければと考えている。検討初期のフレームワークとしては、海外論文や海外の制度、科学的根拠をできるだけ網羅的に精査しようとしており、そこに労力をかけてきた。その調査結果が参考資料3で、国際的な論文データベースから1,200本の論文を抽出し、そこから最終的に70本以上の論文を先生方に読み込んでいただいて、レビューをしたものの、直接的に基準へ流用できる資料は得られなかった。一方、「できる限り具体的なものを定める」という法律の主旨を考慮すると、科学的根拠が存在していないとしても、一定の根拠が説明できるものについてはできる限り明確化をし、自治体が現場で指導できるようにする必要がある。そのために、今回このような形で提案させていただいている。（事務局）

- ▶ 数値化には難しい側面があり、逆に数値が独り歩きしてしまい、身動きが取れなくなることも想定される。例えば、「1日3時間以上運動スペースに出し運動させる」という基準案があるが、この数値を出すことによって、事業者が3時間外に出しておくだけで良いと捉えられてしまう等も考えられ、数値化することの難しさもあると思う。そのような点についてどのように考えているか。（委員）
- ▶ できるだけ具体的な基準にすることと、やはり閉じ込め型の飼養を防ぐということが非常に大事だと考えており、一定時間出すと書いても、一定時間が事業者の主体的な判断によって変わることが課題であり、また休息している時間が長い個体等にも配慮しなければいけないと考えている。ご指摘のとおり、仮に炎天下の中、3時間外に放置した場合でも「基準案と満たしている」と捉えられてしまうと本末転倒となってしまうため、規定を実際どのように書き起こしていくのかについては工夫しなければならない。一方で、ブリーダーの中で共通している問題は小さなケージに閉じ込めたまま、外に出さないことだと認識しているため、この部分については、なんらかの形で明示的な基準を定めるということが、機械的な運用をされてあまり動物のためにならないということよりも、より重要だと考えた次第である。（事務局）
- ▶ 科学的な知見が、論文として十分に示されたものがなかったということと、物事を科学的にやるということは違う話で、科学は意味がないということではなく、法令を作る上で直接的に反映できる数値等はないという意味だと思うが、「犬猫

で、この状態よりもこの状態が良い」といった知見は、少ないが無いわけではない、ということは強調したい。ブリーダー等の商業的な施設での研究が少ない理由は研究者が現場に入ることが難しいことがある。そのため今回、環境省の調査に協力していただいた事業者からの情報や愛護団体からの情報を取りまとめたことには大きいと感じている。（委員）

- 「1日の運動時間が3時間」というのは少ないのではないかという印象を持つ。運動以外の時間において遵守基準を満たすケージで飼養されていたとしても、個体によっては狭いところ、隠れ場所が必要となることもある。そのためスペース面積だけでなく、その中の構造など、個体の性質に応じたケージ構造も考慮すべきである。また、運動時間が義務付けられた場合に、外に出たくない個体にはどのように対応したらよいのか。さらには、仮に1日3時間を遵守していたとしても、それ以外の時間では常に閉じ込めているという状態は望ましくないと思われる。単に3時間外に出しておけば良いということではないため、基準としてはさらなる肉付けが必要だと思われる。（委員）
 - 畜産動物の飼い方という視点からのコメントをさせていただくと、運動スペース一体型の基準に「高さは体高の2倍」とあるが、これだけ床面積が広いのに対し、高さが低い印象を持つ。このようなケージに対して人間がどのように掃除を行うのかという点と、この中で人との関係を作る機能を持たせる点を考慮すると高さは低いのではないか。もう少し高さのあるケージでなければ、人がケージの中に入って掃除を行う、または動物と関係を結ぶといったことは難しいのではないかと思う。（委員）
 - ケージの床面にはソリッドの部分（穴がない面）がなければ動物は休息することができない。豚では畜舎には必ずソリッド部分を設け、鶏では止まり木をつけるので、そういった規定が必要ではないか。全面網となるケージ（の禁止だけ）では不十分に思う。（委員）
- 2) 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項、動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項、動物の疾病等に係る措置に関する事項
- 従業員の員数について、繁殖では子犬・子猫の食事回数の方や出産後の母犬の食事回数を増やすといったことが常識的な飼育方法なので、人数が必要だろうと思われる。子犬・子猫の世話も含めるとなると、繁殖犬の一人あたり頭数はもっと厳しく（頭数を少なく）する必要があるだろう。あるいは15頭について子犬・子猫の頭数を含める、ということであろうか。（委員）
 - 犬と猫は頭数が異なる基準案だが、私自身が犬猫両方飼育している中では、それぞれに要する飼育時間はそれほど変わらない。現実的に犬猫両方を繁殖している業者もおり、その場合はどちらの数字を適用すべきかが難しい問題となるので、同

じ数字にしてもいいのではないか。（委員）

- ▶ ペットショップもこの基準の対象だと思うが、ペットショップでは販売に係る人が世話をしているケースが多いことが懸念される。販売に係わる時間もあるので、さきほどの計算が当たらなくなる。ペットショップについては販売に割かれる時間等、他の時間も考慮した数字にすべきではないか。（委員）
- 3) 動物の展示又は輸送の方法に関する事項、動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他動物の繁殖の方法に関する事項、その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項（動物の管理に関する事項）
- ▶ 繁殖の用に供する回数に関して、交配の最高年齢と生涯出産回数を決めるということだが、開始年齢についてどうか。小型犬と中型犬は初回発情時でも体はかなりできているが、大型犬は成長が不十分な場合が多い。猫は生まれ月によっては4ヵ月齢程度で発情が来ることもある。体の成長を考慮すると、初回発情は外す、という規定があった方がいいのではないか。（委員）
 - ▶ 帝王切開に関して、獣医師の立場からしても、難産などのやむを得ない帝王切開があるため、一律に回数を決めるのは非常に困難であると思う。そのため、出生証明書の交付の義務付けは良いアイデアである。ただ、この出生証明書の交付に加えて、帝王切開をした獣医師が今後の繁殖について、指示ができる規定があると良いのではないか。帝王切開が必要な難産でも、胎児の出方が悪く、肩が引っかかる、足から出てしまうといった胎子失位の場合は、次回の出産では正常な分娩が可能であると判断できる。他方、先天的な産道狭窄や犬によっては陣痛が来ないというケース、すでに複数回の帝王切開を行い癒着が起こっているケースの場合では、次回の出産は非常に困難で、帝王切開の可能性が高くなる。先天的な産道狭窄や陣痛が来ない個体は繁殖用の犬猫としては不適格であり、盲導犬のキャリアチェンジのように繁殖犬猫としてキャリアチェンジを促すことを帝王切開をした獣医師が指示できると良いのではないか。（委員）
 - ▶ 専門家のヒアリングでもあったいわゆる計画的な帝王切開について、難産になってから帝王切開するよりも計画的に帝王切開するほうが母体や胎児を守る点で有効であるが、動物愛護の観点からすると、毎回計画的な帝王切開はいかかなものかと思う。やむを得ない帝王切開の回数規定はおかしく、獣医師が判断し、帝王切開をする必要があるが、計画的な帝王切開については回数制限があってもいいのではないか。その根拠について、数年前、本学の臨床繁殖学教室の学生の卒論でブリーダーの帝王切開率を調査した際、小型犬でも計画的な帝王切開が一般的に行われているようであった。獣医師から見るとチワワやトイプードルは一般的に難産にならない犬種だが、割合から見ると計画的な帝王切開をしているブリ

一ダーが多いと考えられた。そう考えると、計画的な帝王切開は難産になってからの帝王切開よりも良いという考え方もあるが、動物愛護の観点からは毎回というのはよろしくないと思う。（委員）

- 繁殖開始年齢制限について、小型犬と中型犬は初回発情でも問題ないということだが、それらも含めて初回発情を飛ばすと規定すべきとお考えか。また、計画的な帝王切開について、動物愛護の観点からの回数制限をする場合、その根拠をどう考えるべきか。動物愛護という時に、動物福祉の5つの自由や、動物の健康と安全の確保、虐待の防止が、動物愛護管理法における動物愛護の考え方であるが、これに価値観が加わると難しい問題になる。計画的な帝王切開をやっている方々になぜそれがだめなのか、レッドカードとして絶対に守らなければいけない基準であることを、どのように合理的に説明したら良いか、率直に伺いたい。（事務局）
- 初回発情を飛ばすことについては、小型犬と中型犬を含めて良いと考える。小型犬と中型犬は大型犬に比べて初回発情が早い。初回発情を飛ばしても1歳ちょっとで2回目がくることが多い。小型犬と大型犬を分けて考えるのは難しいので、私はすべて初回発情を飛ばすということではいいのではないかと思う。諸外国の例で1歳未満の交配禁止というのはおそらく初回発情を飛ばす目的だろうと考える。（委員）
- 計画的な帝王切開の基準は非常に難しい。15年ほど前、帝王切開が多い病院に勤めていた頃に、週1回程度は、帝王切開を行っていた経験がある。癒着に関しては手技の影響で、何回帝王切開しても癒着せずにきれいな個体もいるが、何回か帝王切開をしている犬で癒着していた経験もある。そのため、回数制限は難しいが、帝王切開を実施した獣医師が出生証明書の交付とともに癒着の状態を見て、次回の出産がどうなのかチェックして、繁殖犬として不適であると判断をさせるのが現実的だと思う。（委員）
- これまで獣医師が帝王切開の場面に介在していない可能性があったということで、帝王切開を実施した獣医師が出生証明書を交付することを基準にすれば獣医師を介在させることになるのだと思う。それでも、獣医師が帝王切開している場面を見ていない可能性もありえるのではないか。（委員）
- 帝王切開をした獣医師が出生証明書を交付することとして、獣医師が帝王切開を行うことを義務付けるのが良いのではないか。動物愛護団体のヒアリングでもあり、癒着がひどいのはおそらく手技が悪いため、獣医師なのかもしれないが、素人がやった可能性もあると思われる。帝王切開を実施した獣医師が出生証明書を交付すると義務付ければ、おのずと帝王切開をした回数もわかってくるので、帝王切開を実施した獣医師が出生証明書を発行するという基準は有効と思われる。（委員）

- 獣医師法との関係もあるのではないか。（委員）
- 獣医師法については農林水産省に確認した方が良いと思われるが、獣医師法の中で出生証明書は獣医師が立ち会っていないと発行できないということになっている。そのため、実施した獣医師による出生証明書の交付を規定すれば、獣医師しか帝王切開ができないと動物愛護管理法上で規定できることになる。（事務局）
- 法律上は、自分の動物に対しては色々なことができることになっているが、帝王切開には麻酔が必要で、麻酔は獣医師でなければならぬため、獣医師が関与しないで帝王切開するということは、麻酔をしていないか、麻酔を使っているならそれも違法になると思われる。獣医師に義務づけることは可能だろう。（委員）
- ひどいところは麻酔を使わないとも聞くため、そういうところを止められるのかどうか気になったところである。（委員）
- その他や員数に関係するが、動物を大事に育てるということが、犬猫では重視される。以前の検討会で機械化によって人員数を減らせると聞いたが、違和感があった。実験動物や家畜は、人員不足も深刻で機械化が進められている実態があるが、犬猫が同じ管理でいいのか。ペットとしての犬猫は人と暮らすことを目的とする動物であることが、大きく違う点である。また、科学的にも、家畜化の経緯に違いがあり、家畜種と実験動物は均一になるようにつくられてきた動物で、ある程度、画一的管理ができると思われる。一方、犬猫はそういう動物ではなく、過度な機械化にはなじまない。全ての機械化がだめとは言わないが、人と暮らせる動物として人と関わる必要がある。繁殖犬として7歳までとするのであれば、その後、健康的に生活すれば倍ぐらい生きるが、現状として一般の家庭に飼われていったときに、なかなか馴染めないという問題がある。海外でも問題となっているが、そのような状態は行き過ぎていると思われる。人と関わっていく時間や人とのふれあいの実施を義務付けるのは賛成であるであるが、それは時間がかかるものである。人員数算出において、個体チェックと運動等の「等」だと思いが、刺激を受けられる生活、豊かな生活を送れることや、ある程度の自由があることが動物のストレス軽減に大きく寄与するところである。例えば展示の基準案では6時間おきに休憩させるとしているが、その時に、外にいたい動物を閉じ込めるとストレスになりうる。休んでいたい動物はそれを選べるのが理想的で、ずっと休んでいたい動物は展示等に関する適性がないのだから、早く別の生活にもっていく方が良いといえる。6時間おきに休憩すると規定するよりは、休憩できる場所に自由に移動できる状態を確保することを義務付ける方が、動物にとっても良い状態になるのではないか。（委員）
- ハンドリングについて、子犬・子猫にとって8週齢までの社会化期にブリーダーに育てられることになるため、そこに人が関わることに加え、様々な刺激を与えることを義務付け、その時間が割けるような人数設定するべきだと思う。もし販

売が過剰であれば、一人当たりの販売可能頭数をもっと絞り、10頭、20頭にするなど厳しくし、繁殖は世話だけに時間がかけるので、逆にこれくらいの数で良いと思うが、人との関わりや豊かな生活、エンリッチメントを必ず入れるようにすることや、様々な行動ができるように、例えば、猫の爪とぎは必ず入れなければならない等は言えるのではないか。（委員）

4) 全体を通じてのご指摘、コメント

- 畜産ではISO34700というアニマルウェルフェアの点検システムの認証がある。アニマルウェルフェアの改善は数字のクリアで終わりではなく、自分の飼育システムを見ながら、継続的に改善し続けることが重要であると思う。その意味で今後作成予定の基準の解説書がもっとも重要である。これをいかに飼育者への教育や周知に使用し、それによる見直しを義務化できるか、実際に自分の飼育方を基準書に照らし合わせて、問題点を自ら見出して改善していくというシステムを作れるものになっていくことが数値目標よりも重要だろうと考える。（委員）
- 基準の効果について、法改正後の法第21条第4項は、現法の第2項と同様に都道府県等が省令の基準に代えて条例で基準を定められることとなっている。ここでいう条例に対して、環境省令の遵守基準はどのような効果を持つのか。法令の趣旨に則って条例は定めなければならない、新しい法律で、できる限り基準は具体的でなければならないとなっているのは自治体にも関わってくるため、緩い条例を作ることはできないと思われる。今回の基準を具体化することは自治体の事務を支援するという側面が期待されているため、問題はないと思うが、一般的に地方分権の観点からすると、国が地方に義務付け・枠付けするとき、この基準を下回った場合に違法という「従うべき基準」として定めることは原則やめるべきで、通常は「よるべき基準」で、せめて十分参酌しなければならない「参酌すべき基準」というのが一般的な考え。今回の基準の位置づけはどのようなになっているのか。（委員）
- 法改正後の法第21条第4項における条例と基準との関係は従来と変わらないと考えている。これは当初からあった規定であるが、第1項の基準に代えて、という規定は珍しいと聞く。これをどう解釈するか大変難しく、実際、動物取扱業に係る規定を持つ条例を定めている自治体はあるが、独自条例として定めていて、この法第21条第4項に基づく条例と明確に位置付けている自治体は、環境省としては確認できてない。どういうところに影響があるかといえば、勧告・命令や、取消処分、罰則との連携という部分であり、法第21条に基づく条例であればその規定が適用されることになる。独自条例であれば、不利益処分を独自に定めないといけなくなる。この「代えて」という部分が特定の環境省令の基準を置き換えるのか、追加的規定なのか、強め・弱めのどちらも自治体に認められているのかは完

全には整理されていない状況である。自治体からも相談があり、今後この規定を使う自治体も出てくるかもしれないため、宿題とさせていただきたい。(事務局)

- ▶ 基準を決めていくのは難しいということを改めて認識した。科学的な根拠との関係にしても、ある論文を用いて数値基準を作るのも難しい。議連案は大変重いものでそれを考慮するとしても、議連案をそのまま用いることもできず、事務局の苦勞が見受けられる。結局は、専門家の意見を積み上げていき、それを標準化・平均化していくしかなく、今のプロセスはそれに沿ったものといえる。専門家の誰に聞くかは重要ではあるが、より広く意見を取り入れながら集約・リバイズしていくことに尽きるのではないか。(委員)
- ▶ 基準により、悪い条件で子犬・子猫を生産している人にとってハードルは上がり、流通販売の観点からすると、犬猫の生産コストがあがり価格転嫁されていくと考えられる。基準は将来的に飼育者にも適用すべきで、本検討会の主題から外れるが、とても大事なことであろう。犬猫を飼うことはどういうことなのか、飼われている犬猫がどのように生産されているのか、飼い主がしっかり知るべきである。飼い主も最低限満たさなければならないことがあり、誰でも飼えるというわけにはいかないとするなど。これは次のステップだと思うが、動物愛護管理法を考える上では重要なことである。(委員)
- ▶ 今後、基準を中央環境審議会の動物愛護部会に上げていくことになるが、座長からの提言も可能ということである。第一種動物取扱業者への立入検査はかなりの数が実施されている。前回改正により5、6年で自治体、端的に言えば保健所が、しっかり立入検査を実施している。一方で、業務停止命令や登録取消命令はほぼゼロに近い数字であることは、あやしい施設はあるが、取消まではいかなかった、ということ。これが数値基準がないためか、それとも事業者がすぐに改善したためかは、この数値からは明らかにはならないが、私自身はいずれでもないと考えている。実態を知りたいところではあるが、現状ではそれもままならない。自治体も第二種動物取扱業者のボランティアも一杯一杯の状況で、第二種動物取扱業者であっても劣悪な環境で飼わざるを得ない状況にある実態もあり、もちろん未来の動物のことも重要だが、今生きている動物のことを考えると、いろいろところで多頭飼育崩壊等が起こって、動物がボランティアのところいき、飼い主のところへ適性も見極めずにいってしまうことになってしまうので、今生きている動物の動物福祉を考えることも必要である。今後座長提言を考えるが、そういう気持ちで考えていきたい。(委員)
- ▶ 議連案や本検討会でも海外の数値が基準案の根拠として出されている。概念として当てはまるものは科学的論文の中にもあるが、例えばケージの高さの1.3倍、2倍のいずれが妥当なのかを示す論文はない。研究者としては残念だが、科学的な根拠がない状態で海外はどうしてその数値にしているかを考えると、ほぼ社会的

合意によるものである。日本で社会的合意がちゃんと形成されているのかという意味で考えると、まだ少し欠けているという懸念をもっているものの、とりあえずはこのような形で進めていくということで、今回の委員の意見を踏まえて次回さらにブラッシュアップをして、基準案をまとめていく形を目指したい。(委員)

(3) その他

事務局より、「参考資料 6 今後のスケジュール」に関して、2021年6月の施行に向けて、この夏に、検討会としての基準案のとりまとめを行い、秋頃に中央環境審議会動物愛護部会に報告して審議を行うとともに、審議中にパブリックコメントも実施し、年内に審議会から答申をいただき、答申後速やかに、交付の手続きを進めたいと考えていることを説明。

以 上